

## 第3次東近江市総合計画策定方針

### 1 計画策定の趣旨

平成17年2月11日に誕生した本市は、令和7年2月に市制20周年を迎える。

1市6町が一つになり、東は鈴鹿山脈から西は琵琶湖まで森里川湖の多様で豊かな自然環境の中で営まれる市民の暮らしをいかし、よりよい未来を育むことを目指した「うるおいとにぎわいのまち 東近江市」を将来都市像として、一体感のある自己完結型のまちづくりを進めてきた。

本市は、これまでの20年の歩みにおいて、各地区で脈々と継承されてきた歴史・文化・伝統に更なる磨きをかけて魅力向上を図りつつ、道路、河川、上下水道、公共交通及び公共施設など社会資本の整備や福祉・教育・地域医療の充実をはじめ社会保障関連の基盤整備・制度運用を着実に進め、市民の暮らしの安定に必要な土台固めにまい進してきた。同時に、各種産業振興や中心市街地の活性化及び積極的な企業誘致、移住定住策の強化など、活力の維持や増進を図るために施策を推進し、市の更なる発展を目指してきた。

この間全国では少子高齢化が加速する中で、人口減少問題の克服や成長力の確保等を目指す地方創生の取組や大規模自然災害に備えるための国土強靱化の施策が進められてきた。更には、コロナ禍後の社会の在り方の変化やDXへの対応など、地方公共団体を取り巻く環境はめまぐるしく変化し、こうした社会経済情勢の変化が人々の暮らしにもたらした影響の大きさは計り知れない。

本市においても、人口減少・少子高齢化の進行に伴う市税収入減少が懸念される一方で、社会保障費の増大や都市基盤の整備、公共施設長寿命化対策など歳出増加が避けられない状況であり、更に、令和7年度末には合併特例事業債が発行期限を迎えることから、各種施策を推進する環境は一層厳しさを増していくことが見込まれる。

2040年代には人口が10万人を切ることが予測され、人口減少とともに人口構造が変化する中、市民が真に心の豊かさや幸せを実感できる持続可能なまちを目指すためには、今、まさに行政サービスの在り方を含め長期的な視点でまちづくりを展望することが強く求められている。

このような中、令和7年度には第2次東近江市総合計画が計画期間（平成29年度（2017年度）から9年間）の終了を迎える。新たなまちづくりの指針となる次期総合計画の策定期間と市政20周年の節目が重なることは、これまでに築き上げてきたまちづくりからより一段高い次元のまちづくりを目指す絶好の機会であると考え

本市誕生からの20年を迎える中、残された課題と本市の強みを的確に捉えた上で、従来の方法や考え方にとらわれることなく、大胆に挑戦するまちづくりの羅針盤として、次の20年を見据えた次期総合計画を策定する。

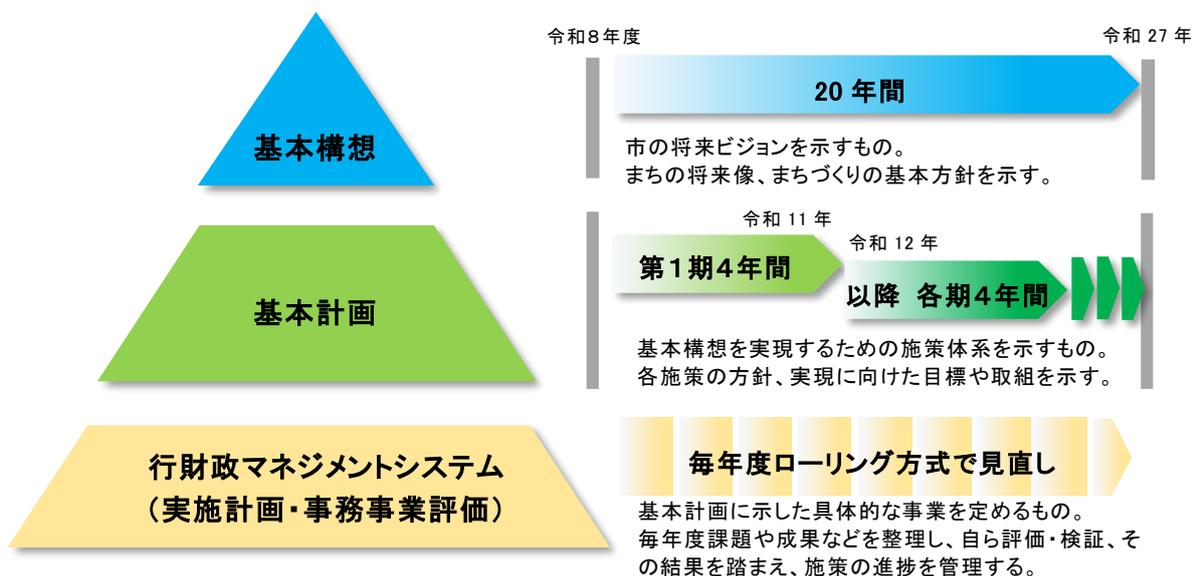
## 2 総合計画の構成と期間

本市の総合計画は、将来における市のあるべき姿と進むべき方向に関する基本的な指針となるものであり、東近江市総合計画策定条例第3条第2項に基づき、「基本構想」及び「基本計画」で構成する。

基本構想は、長期的展望での将来ビジョンを表すものとして、まちの将来像とまちづくりの基本方針を示し、総合的かつ計画的な市政運営の指針となるものである。計画期間は、令和8年度（2026年度）から市制40周年に当たる令和27年度（2045年度）までの20年間とする。ただし、社会情勢の変化を鑑み、計画開始からおおむね10年後に見直しを行い、基本計画の策定期間と合わせて必要な修正を加えるものとする。

基本計画は、基本構想を実現するための施策の基本的な体系を表すものとして、各施策の方針及び実現に向けた目標や取組を示すものである。加速する社会変化のスピードに迅速かつ的確に対応するため、計画期間は基本構想の計画期間20年を5期に分け、第1期を令和8年度（2026年度）から令和11年度（2029年度）まで、その後各期4年間とし、今回は第1期基本計画を策定する。

また、基本計画を効果的に推進するため、各事業を計画から実行、評価のサイクルで見直す行財政マネジメントシステム（実施計画・事務事業評価）により、毎年度ローリング方式で事業の見直しを行う。それらを更に、政策形成と予算・人事に連動し、限られたリソースの中で最大のパフォーマンスを生み出す行財政運営へのバージョンアップを目指す。



### 3 策定に当たっての基本的な考え方

#### (1) 多様な市民の意見の把握及び反映

市民意識調査や市民ワークショップなど様々な手法により市民及び各分野の関係団体等のニーズや意見の把握に努め、これらを反映させるなど、市民とともに推進できる計画づくりを行う。

#### (2) 市民に分かりやすい計画

総合計画は、市政運営の目標を示すだけでなく、まちづくりの主体である市民と行政の共通目標となることが必要であるため、簡潔で分かりやすい表現や工夫した資料作成等に努めた計画づくりを行う。

#### (3) 実効性のある計画

職員の業務執行における指針となり、常に意識される実効性のある計画づくりを以下の視点で行う。

ア 第2次総合計画に掲げた施策や事業について総括を行い、成果や課題を踏まえるとともに、各分野における個別計画の策定状況なども踏まえ、重複する記載事項や施策体系の見直しを行う。

イ 第2次総合計画基本計画の手法を踏まえ、具体的な成果指標を設定し、行政評価等により将来像の実現に向けた達成状況を可視化することで、市民サービスの向上、事務の効率化及び健全財政の堅持につなげる。

#### (4) 柔軟性に富んだしなやかな計画

様々な脅威にさらされ、変化の激しい時代では、状況や変化に対応できる柔軟性とスピードが求められる。大きな目標を見据えながら、具体的な取組や数値目標は、外部の評価も踏まえて柔軟に見直しを行うことができる計画づくりを行う。

### 4 策定体制

#### (1) 東近江市総合計画審議会

市民及び学識経験者などにより構成する東近江市総合計画審議会の設置

#### (2) 市民参画

市民と行政との協働によるまちづくりを推進していくため、次のとおり市民の意見やニーズ等の把握に努め、計画策定への市民参画に取り組む。

##### ア 市民意識調査

第2次総合計画後期基本計画策定時の市民ニーズとの比較や、新たな市民ニーズの把握のため、市民意識調査を実施する。また、今後の東近江市を担う若い世代に対してアンケート調査を行い、課題やニーズ等の把握を行う。

## イ 市民ワークショップ

本市の特色及び課題を把握するとともに、まちづくりに対する課題等について、まちづくり協議会や若い世代を中心にその解決方法などについて話し合う。

## ウ パブリックコメント

## エ 市民フォーラム

## (3) 庁内策定体制

市長、副市長、教育長及び部長級による政策推進戦略本部並びに次長級による総合計画策定委員会を設置し、検討を進める。また、各施策の検討に当たっては、政策推進戦略本部専門部会において検討するとともに、必要に応じてワーキンググループで検討を行う。

## (4) 議会

総合計画策定条例の規定により、基本構想の変更（軽微なものは除く。）が必要な場合には、議会の議決を経て策定する。

※庁内策定体制イメージ図（別紙のとおり）

## 5 策定方法

「東近江市総合計画策定条例」の規定により「東近江市総合計画審議会（以下「審議会」という。）」を設置し、計画策定について諮問を行う。

策定に当たっては、第2次総合計画の総括・評価を行うほか、市民意識調査や若者等の参加によるワークショップなど、市民参画により課題等を把握する。それらに基づき総合計画策定委員会専門部会で作成した計画素案を、総合計画策定委員会及び政策推進戦略本部に諮った上で検討し、その後審議会に説明・意見を求め、答申を受けることとする。その計画案を議会に上程し、議決を経て計画を策定することとする。

## 6 策定スケジュール

第3次東近江市総合計画は、令和6年度及び令和7年度の二箇年で策定することとし、その策定スケジュールは、おおむね次のとおりとする。

主な項目	令和6年度				令和7年度					
	8月・9月	10月・11月	12月・1月	2月・3月	4月・5月	6月・7月	8月・9月	10月・11月	12月・1月	2月・3月
現状把握・分析										
社会動向調査及び分析	→									
第2次総合計画の総括	→									
市民意向把握										
市民等意識調査・分析	→				→					
若者層等ワークショップ	→									
基本構想・基本計画の作成										
序論・基本構想素案の作成			→							
基本計画素案の作成					→					
基本構想案・基本計画案の調整					→					
基本構想案・基本計画案の確定									●	
各種会議等の開催										
総合計画審議会				●	●	●	●	●	●	
庁内策定体制各種会議 (総合戦略会議、幹事会、専門部会等)	→									
パブリックコメント									→	
市民フォーラム										●
市議会										
報告・意見反映	→									
議案の上程										●

別紙

### 第3次東近江市総合計画策定体制

